

使用料(参考)

見附市立学校施設設備使用に関する条例第5条

使用の許可を受けた者は、表の区分に従い使用料を前納（前もって納付）しなければなりません。
ただし、条例施行規則により減免の措置があります。

区分	範囲	1時間あたり	備考
見附小学校	屋内運動場（全面）	1,000円	午前8時から午後10時までとする。
	屋内運動場（1/2）	500円	
	教室	100円	
見附第二小学校	屋内運動場（全面）	500円	
	教室	100円	
名木野小学校	屋内運動場（全面）	500円	
	教室	100円	
田井小学校	屋内運動場（全面）	500円	
	教室	100円	
葛巻小学校	屋内運動場（全面）	500円	
	教室	100円	
新潟小学校	屋内運動場（全面）	500円	
	教室	100円	
上北谷小学校	屋内運動場（全面）	500円	
	教室	100円	
今町小学校	屋内運動場（全面）	500円	
	教室	100円	
屋外運動場 （グラウンド）	各校共通	400円	

区分	範囲	1時間あたり	備考
見附中学校	屋内運動場（全面）	1,000円	午前8時から午後10時までとする。
	屋内運動場（1/2）	500円	
	教室	100円	
南中学校	屋内運動場（全面）	1,000円	
	屋内運動場（1/2）	500円	
	教室	100円	
西中学校	屋内運動場（全面）	1,000円	
	屋内運動場（1/2）	500円	
	柔剣道場	300円	
	教室	100円	
今町中学校	屋内運動場（全面）	1,000円	
	屋内運動場（1/2）	500円	
	教室	100円	
見附特別支援学校	教室	100円	
屋外運動場 （グラウンド・テニスコート）	各校共通	400円	

※ 教室を利用する場合は、申請前に学校にご相談ください。